

自動車総合共済MAP

ノンフリート等級別割引・割増制度のご案内



等級の決定方法

ご契約台数が9台以下の場合、前契約の事故の有無・件数・事故の内容に応じて1等級から20等級に区分し、等級ごとに割増引が定められ、共済掛金が割引・割増されます。

初めてご契約するときは6等級^(※1)からスタートし、1年間事故が無い場合、翌年の等級は1等級上がり、共済金をお支払いする事故等があった場合は、翌年の等級は1事故につき3等級または1等級^(※2)下がります。

(※1) 2台目以降の複数所有新規でのご契約・中断証明書を使用し
てのご契約の場合、6等級以外になる場合もあります。

(※2) 事故の内容によって変わります。

1年間事故が無い場合、
翌年の等級は1等級上がります。

※1年未満の短期契約の場合等級は上がり
ません。



共済金をお支払いする事故があった場
合、翌年の等級は1事故につき3等級
ダウンまたは1等級ダウンします。



ご存知ですか？事故有等級制度

事故有等級制度とは？

事故有等級制度とは、等級別の割増引率を事故があった場合（事故有）と事故が無かった場合（無事故）の2つに分け、同じ等級であっても「事故有」の場合は、「無事故」の場合に比べて低い割引率が適用されるため、保険料（掛金）が割高になります。

なお、「事故有」の割増引率は「事故有係数適用期間（6年を上限）」の期間において適用されます。別の損保会社等に契約を乗換えても、事故有等級制度を導入している損保会社等の場合「事故有係数適用期間」も引継がれます。

MAPは **事故有等級制度** を導入していません！

例) 18等級で3等級ダウン事故が
1件あった場合

事故有係数期間3年間は「事故有」の割引率が適用されます。
上記期間無事故であれば4年後に「無事故」割引率に戻ります。

		現在 18等級	1年後 15等級	2年後 16等級	3年後 17等級	4年後 18等級
損保会社等	「無事故」 割引率	56%割引	53%割引	54%割引	55%割引	56%割引
	「事故有」 割引率		28%割引	32%割引	44%割引	
MAP		58%割引	53%割引	56%割引	57%割引	58%割引

※等級別の割増引は損保各社等により異なります。また、制度改定などにより変更となる場合があります。
本チラシに記載の損保会社等の割増引率は大手各社の平均数値となります。

損保会社等からMAPに乘換される場合

等級	MAPは損保会社等の等級を引継ぎます 例) 前年損保会社等で12等級で1年間無事故の場合→翌年13等級 例) 前年損保会社等で12等級で3等級ダウン事故1件の場合→翌年9等級
事故有等級制度	MAPは事故有等級制度を導入しておりません 例) 前年損保会社等で12等級（事故有係数期間3年）で3等級ダウン事故1件の場合 →損保会社等：翌年9等級（事故有係数適用期間5年／事故有割増適用あり） →MAP：翌年9等級（事故有係数期間適用なし／事故有割増適用なし）

※損保会社等からMAPに乘換される場合、事故有係数適用期間は適用されませんが、過去の事故歴等（前契約での事故件数、事故内容、事故有係数適用期間等）によっては、契約をお引受けできない場合があります。また、事故有係数適用期間の終了前に、MAPから事故有係数制度を導入している損保会社等へご契約を乗換される場合、事故有係数適用期間の未経過年数分は事故有係数が再度適用されますのでご注意ください。

MAPの等級別割増引率

等級	1	2	3	4	5	6F	7F	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率 (%)	+108	+63	+38	+7	-2	-10	-20	-30	-40	-40	-45	-50	-50	-52	-53	-56	-57	-58	-59	-60

割増率UP

割引率UP

お見積り・お申込み前にご確認ください

① 2台目以降のご契約ではありませんか？

2台目以降のお車を新たにご契約される場合、他に11等級以上のご契約があり、一定の条件を満たす場合、7等級からスタートすることができます。

② 中断証明書をお持ちではありませんか？

過去に自動車保険または共済にご契約いただいていた方で、中断証明書をお持ちの場合、新しくご契約されるお車にお持ちの中断等級を適用できる場合があります。

- ①②の詳しい適用条件等は、取扱組合等にお問い合わせください。
- ②は有効期限にご注意ください。

● 取扱組合

長崎県火災共済協同組合
〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1（長崎商工会館8階）
☎ 095(822)9695 FAX 095(822)9637

● お問い合わせ・お申込み先

このチラシは自動車総合共済MAPの等級制度の概要を記載したご案内文書です。過去の事故歴等（前契約での事故件数、事故内容、事故有係数適用期間等）によっては、契約をお引受けできない場合があります。詳細につきましては、取扱組合または取扱代理所へお問い合わせください。
なお、共済金をお支払できない場合等につきましては、自動車総合共済約款及び重要事項説明書、自動車総合共済パンフレットをご確認ください。